

委 託 書

防犯登録所コード **B09032**

自転車防犯登録所 **便利屋タイガー 様**

自転車基本法第 12 条第 3 項に定める国家公務員会規則第 1 条第 1 項による、自転車防犯登録業務に関して次の業務を委託します。

委託事項

- (1) 自転車の販売に当たっては、自転車購入者に対し積極的に自転車防犯登録の勧奨を行ない、自転車防犯登録の貼付に努めること。
 - (2) 自転車を利用する者の申出があったときは、正当な理由がある場合を除き、自転車防犯登録を行なわなければならない。なお、防犯登録料は 515 円で非課税です。
 - (3) 自転車の所有者から登録変更(住所変更、廃車等)の申出があったときは、正当な理由がある場合を除き、登録変更業務を行なわなければならない。
 - (4) 作成した自転車防犯登録乙カード(電算入力提出用)は、速やかに防犯登録所自らが郵便ポストに投函すること。
 - (5) 貸与した表示板は店頭の見やすい場所に掲示すること。
 - (6) 防犯登録所コードは、登録カード・変更届に必ず記入すること。
 - (7) 登録カード及び登録番号標の他への譲渡及び不正使用をしてはならない。
 - (8) 登録カード(販売店控)は、登録所において 7 年間保存しなければならない。
 - (9) 警察(官)より自転車防犯登録内容等の問い合わせがあった場合は、速やかに回答しなければならない。
 - (10) 登録事項を漏らしたり、登録業務以外に使用してはならない。
 - (11) 每年 3 月 31 日現在の未使用の標識の残枚数と登録番号を、協会に報告しなければならない。
- (注) 防犯登録所にふさわしくない行為又は改善勧告に従わなかった場合は、防犯登録所の指定を取り消します。

平成 28 年 7 月 19 日

横浜市西区南幸 2 丁目 16 番 23 号

神奈川県公安委員会指定
委託者 神奈川県自転車防犯協会
会長 矢島 定昭

